

江府町条例第15号

江府町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月16日

江府町長 白石祐治

江府町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

江府町職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（昭和45年3月25日条例第17号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| 第4条 略 2 略 | 第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。 2 略 |
| (失職事由の特例) | |
| <u>第5条 任命権者は、法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者については、その事故が過失により生じたものでありかつその情状を考慮する必要を特に認めたときに限り、その職を失わないものとすることができる。</u> | |
| 2 前項の規定によりその職を失わなかつた職員が刑の執行猶予を取り消された時は、その職を失うものとする。 (委任) | (委任) |
| 第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。 | 第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。 |

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。